

カトリック草薙教会だより

2020年 8月号



〒424-0888 静岡市清水区中之郷2-5-12 TEL/FAX 054-345-4792

メールアドレス catholic.kusanagi@gmail.com

静岡地区公式ホームページ<http://catholic-shizuoka.jp>

< 8月のスケジュール >

日	曜日	時間	祝祭日等	集い・各部活動及び内容
2	日	8:30	年間第18主日 公開ミサ	洗礼式リハーサル(ミサ後) 14:00静岡地区共同司教委員会(静岡教会)
4	火			ダルク(薬物依存症回復施設) 19:00
6	木		日本カトリック平和旬間	15日まで
9	日	8:30 15:00	年間第19主日 (草薙教会でのミサなし) ミサ(ベトナム語による)	
11	火			ダルク(薬物依存症回復施設) 19:00
15	土		聖母の被昇天	
16	日	8:30	年間第20主日 洗礼式 公開ミサ	
18	火			ダルク 19:00
23	日	8:30	年間第21主日 (草薙教会でのミサなし)	①祈る力を育てる部門会合(ミサ後) ③神の愛を証する力を育てる部門会合(ミサ後)
25	火			ダルク 19:00
29	土			教会だより印刷 9:30
30	日	8:30	年間第22主日 公開ミサ (岡村神父様による司式)	教会だより配付

< 今月の清掃・花当番 > 東地区

- *各月の清掃当番はゴミを持ち帰ってください。
- *清掃後、集会室の戸締り、消灯をお願いします。

< 8月の典礼奉仕者 >

※奉仕者は変更場合があります。ご都合の悪い方は前もってどなたかと交代していただきますようお願い致します。

日		先唱者 オルガン	第一朗読 答唱詩編	第二朗読	侍者	奉納
2	年間第18主日	浦野 剛治	清 雄志郎 浦野香代子	望月 直輝	内山晋造	簡素化されたミサの期間奉納 なし
9	年間第19主日	草薙教会でミサはありません				
16	年間第20主日	永田 研	網屋 鈴江 福塚廣子	稲葉 純子	渡辺伸也 ギエップ	簡素化されたミサの期間奉納 なし
23	年間第21主日	草薙教会でミサはありません				
30	年間第22主日	清水 湘一	伊藤 直子 浦野香代子	大瀧 益世	谷口 哲	簡素化されたミサの期間奉納 なし

7月評議会報告

〔日時〕 7月5日（日）9：30～10：45

〔出席者〕 高橋神父様、嶋光昭(委員長)、望月昭博(記録)、永田 研(書記)

ギエップ (ベトナムコミュニティ) 永田光代(祈り部門)、福塚敏彦(信仰部門)、石井洋子(財務)

【神父様より】

(1) 司祭不足の現状と小教区のありかたについて

横浜教区の教会関係司祭簿が示され、高齢司祭の増加やかつて教区を支えてくれた修道会の司祭が少なくなり、教区司祭が増えている現状などをもとに以下のような話があった。

- ① 10年間で10人の神父様が亡くなり、6人が新たに叙階された。不足は韓国人の神父様を10年契約で来てもらうなどの対応をしているが20年後には対応できなくなり、確実に司祭が不足すると考えられる。
 - ② 信徒数の減少もあり、神学校の資金も不足している。中央協議会への資金も信徒が少ない小教区は免除をしている現状もあり、養成段階からも困難に直面している現実がある。
 - ③ 今後小教区のミサをどうしていくのか、信徒の皆さんにも現状とこうした動きにも関心を持ってもらいたい。
 - ④ 静清地区の共同宣教司牧委員会でも、こうした現状を把握し静清地区の5教会の今後をどうすれば良いかという検討会を8月2日（日）に持つことになっている。
- (2) 7月4日（土）山手教会で静岡聖光学院出身の上杉優太さんが助祭に叙階された。
- (3) 日本カトリック正義と平和協議会から冊子が発行された。見本を置いておくので、希望者は教会委員長に申し出てもらいたい。一冊 300円
- (4) 教会の集会室を使って活動をしている「ダルク」もコロナ禍の影響でしばらく休止していたが再開をしたいと申し出があったので、再開に当たり文書で約束を交わすことになった。

【各部門からの報告】

(1) 自ら祈る力を育てる部門

- ① 簡素化されたミサのために6月7日、21日の両日ミサの準備などを行うと共に、公開ミサのための課題なども確認をした。
- ② 簡素化されたミサを実施した課題として聖堂の入り口のドアを開けたままでいると、静鉄の電車の音がうるさいこともあり、聖堂の外でミサに授かりたいという人もいないので19日（日）のミサからは聖堂のドアだけは閉めることになった。（聖堂の窓、集会室のドア、窓は開放）

(2) 信仰を伝える力を育てる部門

- ① 日曜学校を9月第3日曜日から再開したい。
- ② 勉強会は行っている。

(3) 神の愛を証する部門

特になし

(4) 財務

- ① 聖堂と集会室の雨漏りの修繕を行っている、集会室の修繕の一部は前回修理をしたときの保証期間に当たるのでその部分の修理は無料となる。
- ② その他、足場がある期間に十字架のさび、雨樋の補修等も行いたい。また、マリア像の塗装も行いたい。
- ③ 費用については預け金から支払いたい。

指定献金について

指定献金を下記のように変更をします。

聖地のための献金（4月10日）→ 9月13日（日）
広報の日（5月17日）→ 11月15日（日）
聖ペトロ使徒座（6月28日）→ 10月4日（日）